

(第一類 第八号)

農林水產委員會議錄 第二十七號

昭和三十七年四月四日(水曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事秋山 利恭君 理事小山 長規君

理事田口長治郎君 理事山中 貞則君

理事足鹿 覚君 理事石田 宥全君

理事片島 港君

安倍信太郎君 飯塙 定輔君

大野 市郎君 金子 岩三君

龜岡 高夫君 田邊 一雄君

倉成 正君 坂田 英一君

綱島 正興君 中山 榮一君

藤田 義光君 松浦 東介君

角屋堅次郎君 本名 忠男君

東海林 稔君 福永 一臣君

西宮 弘君 米山 恒治君

栗林 三郎君 中澤 茂一君

稻富 稔人君 檀崎弥之助君

芳賀 貢君 山田 長司君

湯山 玉置 一徳君

同(川俣清音君紹介)(第三五九八号)

農林漁民の生活向上のための農政推進に関する請願(伊藤卯四郎君紹介)(第三三〇五号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第三三一〇六号)

同(内海清君紹介)(第三三一〇八号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第三三一〇七号)

同(久保三郎君紹介)(第三三一〇八号)

同(栗原俊夫君紹介)(第三三一〇九号)

同(島本虎三君紹介)(第三三二七八号)

同(山内広君紹介)(第三三六九号)

同(赤松勇君紹介)(第三三四五号)

同(小林信一君紹介)(第三三二九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第三二八七号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第三二七七号)

同(坂本泰良君紹介)(第三二七六号)

同(瀧谷直藏君紹介)(第三二七七号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三六八号)

同(栗林三郎君紹介)(第三三六九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第三三二七八号)

同(島本虎三君紹介)(第三三二七八号)

同(赤松勇君紹介)(第三三二七八号)

同(小林信一君紹介)(第三三二九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第三三二九号)

同(栗原俊夫君紹介)(第三三一〇九号)

同(坂本泰良君紹介)(第三三一〇九号)

同(瀧谷直藏君紹介)(第三三二七八号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三六八号)

同(栗林三郎君紹介)(第三三六九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第三三二七八号)

同(坂本泰良君紹介)(第三三二七八号)

同(瀧谷直藏君紹介)(第三三二七八号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三六八号)

同(栗林三郎君紹介)(第三三六九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第三三二七八号)

同(坂本泰良君紹介)(第三三二七八号)

同(阪上安太郎君紹介)(第三三九〇号)
同外十九件(中澤茂一君紹介)(第三三九一號)
二九二号)
同(西村力弥君紹介)(第三三九二号)
同外二件(八百板正君紹介)(第三三九三号)
同外五五百三十六件(山田長司君紹介)(第三三九四号)
同外二件(猪俣浩三君紹介)(第三三九五号)
二八号)
同外二十一件(稻村隆一君紹介)(第三三九六号)
三三七〇号)
同外一件(猪俣浩三君紹介)(第三三九七号)
同外一件(井伊誠一君紹介)(第三三九八号)
同外四百八十四件(島上善五郎君紹介)(第三三九九号)
同外八十二件(戸叶里子君紹介)(第三四〇〇号)
三三七四号)
同(畠和君紹介)(第三三七五号)
同外一件(広瀬秀吉君紹介)(第三三七六号)
同外千六十八件(片島港君紹介)(第三三七七号)
三四五六号)
同(畠和君紹介)(第三三七八号)
同外九百四十件(武藤山治君紹介)(第三三七九号)
(第三三八〇一号)
同(稻村隆一君紹介)(第三三八五号)
同(川俣清音君紹介)(第三三八七号)
号)
外資及び技術導入による豊年リーバ
社のマーガリン等生産反対に關する
五九六号)

同（櫻内義雄君紹介）（第三三九九号）
同（永山忠則君紹介）（第二六四号）
同（外四件（松本俊一君紹介）（第三五〇〇号）
造林事業補助単価引上げに關する請願（池田清志君紹介）（第三二七〇号）
川内、串木野両市境界の長尾田有林稜線縦貫林道開設に關する請願（池田清志君紹介）（第三三二〇号）
養豚の危機打開に關する請願（宇田國榮君紹介）（第三三二一号）
出雲崎漁港修築工事促進に關する請願（大野市郎君紹介）（第三三二二号）
臨時肥料需給安定法等の廃止反対に關する請願外四件（堤康次郎君紹介）（第三三三三号）
同（牧野寛素君紹介）（第三三二四号）
同外一件（草野一郎平君紹介）（第三三九八号）
同（草野一郎平君紹介）（第三四四九号）
同（草野一郎平君紹介）（第三五三九号）
現行食糧管理制度の維持継続に關する請願（草野一郎平君紹介）（第三三二六号）
同（草野一郎平君紹介）（第三四五〇号）
農業協同組合合併助成法による援助措置のそ及適用に關する請願（井村重雄君紹介）（第三三五九号）

(池田清志君紹介) (第三三六〇号)
酪農の危機打開に関する請願 (福田赳氏君紹介) (第三五三八号)
赴夫君紹介) (第三四九九号)
建物共済農協一元化に関する請願
(有田喜一君紹介) (第三五二八号)
食糧管理制度の改正及び大裸麦の貢入
れ中止等反対に関する請願外七件
(東海林慈君紹介) (第三六〇〇号)
前籠漁港の整備及び第四種港に変更
等に関する請願 (池田清志君紹介)
(第三六〇四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件
農業機械化促進法の一部を
法律案(内閣提出第四一號)

改正する
まず、農業基本法の上における農業機械化の位置づけをどのように考えておられるか、その点から御質問いたし

でございます。農業經營の近代化の中には、機械の導入であるとか家畜の導入であるとか、あるいは資本設備の高

(第三六〇四号)
は本委員会に付託された。

質疑の通告はありません。

高度化していくにあたっては、監査体制が
のままでは、監査を重視する立場を保つことは

国内糖業の育成措置に関する諸願
(池田清志君紹介)(第三三六〇号)

○野原委員長 御異議なしと認めます。よって、専決ように決しました。

○檜崎委員 農業近代化の上で占める機械化の重要性について今御答弁が

○鶴崎委員 農業近代化の上で占める機械化の重要性について今御答弁があつたわけですが、一休農業近代化といふものの要素、条件、そういうものをどのようにお考えですか。

○齋藤(誠)政府委員 基本法によりますと、今後の農業の生産性を向上する一つの方針としたしまして、農業全体が高度化していかなければいけない。その方法として農業構造の改善というところをうたつておるわけでございます。

その農業構造の改善ということを、基本法によりますと農地保有の合理化と農業經營の近代化を総称して農業構造の改善といふことをいつておるわけでございます。農業經營の近代化の中には、機械の導入であるとか畜産の導入であるとか、あるいは資本設備の高度化といふようなことを総称しまして農業經營の近代化といふことをいつておるわけでございます。

○崎嶋委員 ただいまの御答弁によりますと、土地所有の合理化あるいは機械導入、資本設備の高度化、そういうものを近代化の内容として考えていくということ。そこでさらにお尋ねをしたいのは、先日の参考人への質疑のときにもお伺いしたわけですが、改正法の第三条に、この農業機械化促進と農業構造の改善との関係について、ここに一つの義務的な規定を設けてある。そこでこの第三条に掲げておられます農業構造の改善というのは、これはただいままで御答弁のありました農業基本法の中の柱としての農業構造改善をさしておるのかどうか、それをお伺いいたします。

○齋藤(誠)政府委員 ただいま申し上げたような意味におきまして、基本法

で農業構造の改善を、農地保有の合理化と農業經營の近代化を総称して農業構造の改善といふ、ということを言つておるわけがございます。そういう意味におきまして、ここに書いてある農業構造の改善という意味に御理解願つてけつこうかと考えるのでございまます。ただ、若干敷衍して申し上げますと、従来から農業にいろいろの機械が入つて参つたわけでござりますけれども、それが単なる労働力不足の補充というような意味において機械化が入るということばかりではない、もつと積極的な意味におきまして、農業の經營構造改善にも資するような意味において、今後農業機械化の改善をはかる必要があるうといふ観点に立ちまして、ここで特に申し上げております点は、そういう意味から、農業者の自主的な努力がます助長されねばならぬい、そういう自主的努力の上に沿つて、機械化が進められる必要があらう。その自主的努力の中には、農業經營の改善合理化といふことが当然今後の方向等から、そういう方向にこの機械化あるいは機械の導入といふものが役立つよう導入面において配慮していくことが必要である。こういう二つのことをここではいつておるわけでございます。

といふ言葉が出ておるわけでございま
す。その農業構造の改善ということは

いこうといふのが構造改善事業である、がとうに考えておるわけでござい

「いやような」とつきましても、実は構造改善の一つの施策であることは先

す。これは適地適産、主産地形形成といふことになって、土地問題に対する対

が、非常に意味が広いわけでござります。その農業構造の改善ということは非常に受けまして、その第四章におきまして、農業構造の改善に関するいろいろな今後の施策を基本法においては掲げておるわけでございます。その中の一条といたしまして、第二十二条におきましては、このような農業構造の改善を進めていくいろいろの諸条件を整備するためには環境の整備、あるいはは申し上げました機械の導入、資本設備の高度化といったような施設につきまして、構造改善ができるような諸条件を整備するような事業を地域的に総合的に実施するためには、そのような諸条件を整備するようにしなければならない、こういう規定があるわけでございます。そこで構造改善事業といふのは、そのふうに考えておるわけでございます。

いこうといふのが構造改善事業である、がようく考えておるわけでござります。

○檜崎委員 しかし現実に、あなたの御答弁で言いますと、基本法の方の農業構造改善といふのは、これはあなたが言われたのですが、ます土地所有の合理化、つまり土地制度、農地制度について何ほどの具体的な対策を進めるといふこと、その他機械の導入、資本設備の高度化と言われましたが、その土地の問題ですね。つまり、もう少し敷衍すれば、現在の農地の零細所のあり方、零細性、そういうものを合理化する、あるいは自主化する、あるいは共同化する、これが基本法上の農業構造改善事業はそこに力点を置いておりますか。置いておらないでしょう。どうですか。

○齋藤(誠)政府委員 先ほど申し上げましたように、基本法の第二条の三号で、農業構造改善ということについての一応の定義みたいなことを書いてございます。すなわち、「農業の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業經營の近代化を図ること」として、これを「(以下)農業構造の改善」と総称する。)といつておるわけをあげておるわけでござります。先ほど申しましたように、今回継続審議になつております農地法の一部改正であるとか農協法の一部改正であるとか

構造改善の一つの施策であることは先の基盤の整備及び開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等農業構造の改善に関し必要な事業が総合的に行なわれるよう指導、助成を行なう等必要な施策を講ずるものとする。」これが先ほど申し上げました構造改善の事業のいわばよりどころになつておるわけでござります。そこで当然、構造改善に必要な事業を行なう等必要な事業を行なうことをいうことになつておりますから、われわれとしては、その中には、諸条件の整備といふ意味におきまして、農業生産基盤の整備、開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等を総合的に実施するという考え方を持つておるわけでございます。御指摘になりました現在の構造改善事業には農地の保有の合理化といふ面が入つておるかということとござりますが、もちろん事業の中におきましては、そのような機械化を導入するためには必要な圃場の整備であるとか、あるいは農地の集団化であるとか、このよろんな事業を取り入れることをわれわれは期待いたしておるわけでございます。

す。これは適地適産、主産地形成といふことになって、土地問題に対する対策がぐつと後退していけるわけです。基本法上の構造改善は、やはり零細性の解消というか、政府は、昨年の基本法の審議で明確になつて いるように、二町五反以上の農家百万戸以上を作るという自立家族経営形態を考えておるわけでしょう。だから構造改善の中核はそこにある。従つてこの土地問題との関係を明確にしない限りは、機械化の位置づけといふものは、具体的には非常にぼやけてくるのではないか。私どもの考え方によると、現実に出されておる農業構造改善事業といふのは、あなたたは一緒にと言われるけれども、御説明を聞いておつても、これは一部をなすかもしれないけれども、名前は同じでも、この辺をほつきりしていただかないと非常に農民は迷うと思うんですが、この点を御説明を願いたい。

○檜崎委員 そろししますと、現在河野農林大臣から、さしつく三十七年度の予算に具体的に現われてきております農業改善事業と、基本法でいう農業構造改善との関係は一体どのようになつておるか。

○南義誠(政府委員) そういう考え方でございまして、構造改善をやるためには、今、本委員会に提案されておりまして、よほな農地法、農協法の改正であるとか、あるいは基本法の第四章に掲げてあります、よほな各般の施策が必要であるわけでござりますから、そのいわば一環いたしまして、特定の地域についてそのような諸条件を実現して

と。」として、これを(以下「農業構造の改善」と総称する)といつておるわけでございます。この農業構造の改善といふのを実現するための手段といたしましては、第四章以下いろいろの施策をあげておるわけでございます。先ほど申しましたように、今回繼續審議になつております農地法の一部改正であるとか農協法の一
部改正であるとか

○猪崎委員 そこで、この機械化促進法の三条にいわれておる構造改善といふのは、これはやはり基本法にいう構造改善だと思うのですね。そこで問題は、それじや具体的にそれが現われてきているのは、あなたは農業構造改善事業だと言われる。しかし、農業改善事業の内容はすでに御承知の通りで

地域について実現をはかつて、いこうと
いう施策であるわけでござります。そ
こで二十一条におきましても、先ほど
申し上げましたように、「農業生産の基
盤の整備及び開発、環境の整備、農業經
営の近代化のための施設の導入等農業
構造の改善に關し必要な事業」を行な
うということをいつておりますから、
その意味においては第二条の農業構造

改善の中に盛り込まれる諸条件について、必要な事業を取り上げていくこと、そこで事業を実施する、こういう考え方をとつておるわけでございまして、そこで今予算として三十七年度から実施いたそらとしております構造改善事業の中におきましても、もちろん機械化の導入であるとかいうようなことが重要な一つの事業になろうと思うのであるわけでございます。そうなりますと、当然農地の集団化とか圃場の整備だとか、あるいは農道の整備だとかいうようなことは事業の内容になつてくると考えておるわけでございます。ただわれわれがこれを実現いたします場合におきまして、村で具体的な事業を実施する場合におきましては、何をどうしてその事業を実施するかということが重要な要素になりますので、村としてはどのような作物を運び、どのような技術的な手段でこれを実行するかというようなこととあわせてこの事業を実現さす、ということが現実的である。こういう観点に立ちまして、適地適作を進めつつこの事業を推進して、一体としてやつていく、これが町村の立場で事業を実施するという考え方になりますと一番実行しやすいのはなからぬか、こういう観点に立つておるわけでございます。

大体やつていく、それが指導方針でしょうね。その点まず聞きましょ。
○**齋藤(誠)政府委員** 今おっしゃいましては、たとえば果樹部門など、こういふ部門たとが農業部門だと、もう二部門といふのは、たとえは果樹部門など、こういふ意味であろうかと思いますが、必ずしもそういう二部門といふには考へておりません。その地帯としてある場合には果樹中心に考えた計画である場合もありましようし、それから穀物などをとつてやざるを得ない地域もあると思います。(つまりこの辺はその農業地帯の性格あるいは立地条件等によって適地適作物がきまるわけでござりますので、何も二部門であるといふうに必ずしも限定いたしておりません。つまり、その地方における最も適作物を選んで、最も現在の状況に適応するような生産体制を整えるための事業を行なわせよう、こういふ考え方であると聞けでございます。二部門といふことが出来ましたのは、あるいはわれわれの予算上全国的に見ると平均的に二部門くらいになるのではなかろうかといふ平均的な数字をそういうふうに御指摘になつたのかと存じますが、具体的の場合はおきましては、そのような考え方とはとつておりません。

する事業内容もきまつてくるわけでございます。そこで具体的に土地の分だけを切り離して村で具体的な事業を考える場合にははどうい考えられないことではないかと思われるのですが、いまはりここでは果樹を中心とした農業経営を打ち立てるということをまず前提に置きまして、それに伴う各般の事業を実施するということにならざるを得てきたのが経緯でございます。そこでわれわれいたしましては、一つにはよりな施策を自主的に進める場合においては、常にそのような行き方をとつて取り上げるということ、いま一つは今後の農業のあり方といたしまして、基本法にも明確に生産の選択的な拡大を進めていくのだということをうたつてあるわけでございます。そこで切り離せないとするならば、それらを通じて同時に推進する、こういふ考え方方に立つておるわけでございます。

○齋藤(誠)政府委員 その点は今後、結局生産性の向上をはかるためには現状の農業機構のもとににおいて向上をはかるといつても一定の限界があるのではなかろうか、むしろ生産性向上のためには、現在の農業構造そのものを改善するということになれば、今後において大きく生産性を向上することはできないのではなかろうか。これががために、現在の農業構造そのものを改めの新農村建設事業といわれ、あるいは一般的な農業の指導といふものとの考え方における一つの大きな差ではなかろうかに私は思つたわけござります。そこで今事業としては一体的に進まさるを得ないではなかろうかといたしましては、基本法でうたつておられますように、農業の自立經營といふものが育成されていくような構造で改めていく、いわば生産性の高い経営構造に変えていく、これが実現する一つの目標であるといふふうに御了解願いたいと存ります。

○檜崎委員 そうすると結局先ほど私が指摘をしておりますように、これはやはり選択的拡大、成長部門を中心にして適地適産、主産地形成ということが中心でしょう。今までの御答弁を見ましても、おそらくならざるを得ぬじやないですか。どうですか。中心はそちらであります。構造改善事業の中心は、

○齋藤(誠)政府委員 今も申し上げた

と思ひますが、かりに自立經營を育成するといふふうな将来の方向におきまして、農地の面におきまする各般の合理化をはかつて参るといいましても、それをいかなる形において利用する

か、またどういう作物を作り、どうい
う自立体系でそれを実現していくかと
いうことと切り離しては、構造改善と
いうものの地についた行き方といふも
のができないのではないか。そこ
で土地の面積を一体どのくらいにする
か、あるいはどういうような農道を作
るかというような場合に、果樹園を作
るのか水田を作るのかといったよ
うなことは、当然事業を立てる際においては
検討し、考慮されるべきことであるわけ
がございます。そこでその際におきま
しては、事業を立てる場合に適地適作
で進めていくことが必要であるとい
うことをうたつておるわけでございまし
て、それが中心であるとかあるいはど
うであるかということにつきまして
は、今申し上げましたように目標とし
ては自立経営の育成といふことが目標
である。その実現するやり方といたし
ましては、かりに生産地が形成され
ても自立経営ができないというよ
うなことがこの構造改善のねらいではないの
でありまして、むしろ構造改善を実現
する過程におきましては、やはりある
程度のそういう生産的な環境を作つて
いくということが今後の望ましい形態
ではなかろうか。逆にいえば一町村で
かりに一戸なり二戸なりがそういう事
業をできましても、全体としての生産
の態様と、いうものが適地適作なり、あ
るいは今後の方向を考えてみまする
と、やはり大量生産・大量販売とい
ふうな影の生産態様。言いかえれば主
産地的なものができ上がらないと、か
りに一戸なり二戸なりが優秀な経営を
やつてみても、構造改善といふわけに
はいかないのでなかろうか。村全体
がそういう構造改善的な事業をやると

第三条におきまして「國又は都道府県は、この法律で定めるものの外、農業機械化のための研修、指導、試験研究及び農機具の導入事業その他農業機械化の促進に有効な事項については、これを積極的に行わなければならぬ。」ということで、一般的には國の義務を書いておるわけでございます。

○檜崎委員 条文には書いてありますがあが、実際の施策について欠けるところがある。冒頭から言っておるよう、農業構造改善についての配意義務を第三条二項に規定してあるけれども、具体的な施策の上ではそれがないのではないか。今御答弁の三条の一項にしても書いてあるけれども、具体的な施策はないのではないか。現実に現われてきておるのは河野構想による農業構造改善事業だけではないかということを私は指摘しておるわけです。

そこで、もしこの法律の名前のよ

うに機械化促進法というような名前であれば、現在当委員会にもかかっておる

わが黨の農業近代化促進法案、こうい

うやはり総合的な対策の中で機械化を

進めていくといふのが党の案こそが、ほんとうに機械化促進の対策になり得る。たとえば都道府県ごとに農業の

サービス・センターを置くとか——そし

て総合的な対策をやつしていく。そし

て地の生産性も高めるという深い意味の効果がもたらされぬのではないかとい

うことをお伺いしておるわけです。その点について、われわれの党の方からお考へか、もう一度お伺いしたい。

○齋藤(誠)政府委員 農業機械化が農業近代化の一つの有力な手段であることは御指摘通りでございます。われわれといたしましては、機械化といふことの法律の建前上、機械化に即したうことをお伺いしておるわけですが。そ

うことは申すまでもございません。土地改良事業を今後進めていく場合におきましても、このよくな機械化、農業の近代化といったよくな事業を目指しながら進めて参る必要もあるわけでござります。

そこで現地の農林省として農地あるい

は草地の造成計画がありでしたら御

おればその資料をお願いしたいと思う

わけです。

○齋藤(誠)政府委員 農業機械化の状態が明確につかめないので、各県の台数はそう要らないのですから、単なる

台数だけでは普及化の状態はわからな

い。そこで耕地も一緒に出した単位面

積当たりの機械化の状態、町歩当たり

の馬力でもいいから出でできますわけ

ですね。そういう資料を一つ出して

おきましたが、これで耕作も一緒に出

しておられます。それで現地の農地あるい

は草地の造成計画がありでしたら御

おればその資料をお願いしたいと思う

わけです。

○齋藤(誠)政府委員 おお、それで現地の農地あるい

は草地の造成計画がありでしたら御

おればその資料をお願いしたいと思う

わけです。

そこで、もしこの法律の名前のよ

うに機械化促進法といふ名前であれば、現在当委員会にもかかっておる

わが黨の農業近代化促進法案、こうい

うやはり総合的な対策の中で機械化を

進めていくといふのが党の案こそが、ほんとうに機械化促進の対策になり得る。たとえば都道府県ごとに農業の

サービス・センターを置くとか——そし

て総合的な対策をやつしていく。そし

て地の生産性も高めるという深い意味の効果がもたらされぬのではないかとい

うわけでございます。

○檜崎委員 ただいまの点につきまし

ても、先ほどの構造改善と同じように

この機械化促進法の考え方になってお

るわけでございます。

○檜崎委員 ただいまの点につきまし

ても、先ほどの構造改善と同じように

この機械化促進法の考え方になってお

三には、このような機械がかりに開発改良されましても、依然としてこれを利用する上におきます試験研究と相待つて進めることが必要であるわけでございまして、いわば機械は現在の作付、栽培方法を前提とした開発改良が進む。

面におきましては、遂に開発改良された機械を前提としていろいろの技術的な改良を進めて参らなければならぬと考えるわけでございます。そういう面の試験研究もまた今後においてはますますより一層強化されるべきものとおもふのであります。

これらの総合として、結局どのような形態になるかというより、なにかとが御質問の要旨であろうと思いまが、すでに一部実用化された機械などが、ますし、また毎年大型の機械の導入割合も漸増いたしておりますので、われわれといったしましては、相当長い期間に増加していくのではなかろうかと考えておるわけでございます。またそういう方向で指導して参りたいと考えておるわけでござります。

いろいろ資料があるかどうか調べて、あれば後ほどお出ししますということを先ほど申し上げたのであります。

○檜崎委員 これは当然このくらいのことは頭に入れておかないと、今後大体機械はどういうふうに導入していくかという計画がてんで出てこないのでないかと思うのですが、お手元にならないし、御存じないということですかね、これは農地局と御相談になつていが、では耕地、草地の造成可能な土地の面積と、さらく述べたところと、

体一台当たり延べ面積で五十町歩くらいが稼働しているよりでございますので、かりにそれを実面積にいたして半分であるつまり二十五町歩である。こういち計算をやりますと、大体十二万台くらいになるわけございます。これが県の報告をもとにした一つの推定値でございます。

それからいま一つ、現在の耕地のうちで湿地であるとかあるいは傾斜地等を除いた、トラクター導入可能と思われる面積を推定、こしこしございます。

いろいろ条件があるので、それを考へてやり、そこで先ほども申し上げましたようにそういう造成の計画がわからぬで、今後導入する導入すると言つたって、導入計画といふものは一体出てくるんでしようかね。どうでしょう。

Digitized by srujanika@gmail.com

分拡充して参る必要があります。そういうふうに考えております。

わられる面積について、各都道府県からの報告によると、北海道、内地合わせて百三十七万町歩、しかし実際には耕地はそうであるけれども、機械の導入

どうよな面積に対してどのよな計画を持つて造成していくのか、その造成計画とあわせて、農地局と御相談されていいから御説明を別の機会にいた

○ 横嶋委員 二百七十五万町歩の方は
町歩ということになるわけでございま
す。

ういう意味におきましては、やはりこの事業を進める場合に、先ほど申し上げたような技術的な条件あるいは他の一般的な関連を見てやらないと、ただ

○齋藤(誠)政府委員 これは今申しますが、おまかして、十ページにわざとありますように、大判をつくつてはどのようにお考へにならうか。見通しについてはどのようにお考へにならうか。

面積は三十七万町歩程度である。そろ
しまよと、その面積からだけでいくと
中、大型の機械導入の見通しはどうな
りますか、それとの関連においては。
○審議試験官委員 これは全くの一

だきたいと思ひます。
それから先ほどの質問に移ります
が、そなしますと結局その面積が出て
こないから私も質問しにくいのです
が、それでよ中、大型を導入し得ると

何ですか。

区画をどのくらいに直して、そうして圃場整備をやればいいのだというわけには、なかなか進展しないだろうと思ふわけでござります。そういう意味で、今度より荷物改善事業等につきましても、なにかなかか進展しないだらうと思ふわけでござります。

トラクターによりまする作業体系といふものはほんとまだ耕耘の段階に固定されておるといつてもいいわけでござります。さらにこれが今後伸びるたまには、あるいは直播の問題であると

つの試算でござりますので、そのよう
な意味で御理解願いたいと思つわけで
ござりますが、そのときに調べました
報告によりますと、水田と普通畠と開
拓地と採草放牧地、そういうものの

見込まれる面積は一体どのくらいと見ておられるか。

大体一ヘクタールが一馬力を所要するといふに考へてありますので、これを馬力換算で三十馬力とすれば九万台必要である、四十馬力であれば七万台必要であるといふような数値が出る

では、機械化と闘場整備とそれからそこから出てくるいろいろな技術的な体系、あるいはさらにそれに必要な各種の施設といったものが一環として事業ができるというようにいたしまして、

か、いろいろの技術上の問題もあるわけであります。またこれに必要な開発費も改
良すべき農機具が出てくるといふことも条件になつておるわけでございま
す。そこでこういうようなものがどの

合計が約三百万町歩になるわけになります。そこでこの三百万町歩が今後機械導入可能な面積だといって一応県から報告されておるわけでござります。

す。一つの方法は、先ほど申し上げました県から報告いたした数量について、それから算定したものと、それからもう一つは、われわれの方で既存の統計の方から推定いたしたものと申し上げ

わざでございます。府県の報告なり、それから今申し上げたようなことから、九万台ないし十万台くらいが一つの数値としては推定できると思われます。しかし、これは先ほど申し上げま

この事業を進めて参りたい、こう思つておるわけでござります。従つて、今後この事業の普及をはかつていきます場合には、そのような実際的な事業を通じながら事業を進めて参りたい、こ

ように今後出てくるかということと相
待つて伸展をはかつていかなければな
らない、また指導すべきであると考え
ております。一番最初の環境の整備に
つきましては、すでに土地改良の面に
おいて、あるいは構造改善事業等を通
じまして逐次整備していくような努力を
を続けておるわけであります。そこで

○ 檀田委員 質問の内容が行き違いか
あつたようですからはつきり聞きます
が、現在造成可能の耕地、草地の面積
はどのくらいであるか。はつきり訂正
しておきます。

○ 斎藤(誠)政府委員 この点につきま
しては、造成すべき農地、草地でござ
いますので、畜産局並びに農地局にそ

てみたいと思いますが、県からの報告によりますと、水田、畑、開拓地、採草放牧地を含めまして約三百万町歩くらいが導入可能面積ではないだろうかという報告が参つております。これを台数換算するのをどうするかということでございますが、從来入つておりますものを台数で計算いたしますと、大

○檜崎委員 そこで今一応面積から見
ればこのくらい導入可能であるけれ
ども、今答弁でおっしゃったように考
えます。

したよにいろいろ条件がござります
ので、そういう条件を見ながら、今後
の普及台数というものをもつと的確に
つかんでいく必要がある、かように考
えます。

○植崎委員 そこで、農林省から出されたおる資料によりますと、現在六百万戸の農家総数のうちに小型トラクターだけで見ましても五千三百五十四台。そうすると八八・四%総農家のうちに小型トラクターを持っていることになりますね。そうすると一町歩当た

うものは、約〇・八馬力くらい。これは、諸外国の例はよくわかりませんけれども、その点だけから見ると、非常に投入率が多いと思うんですね。しかし、これらの機械の稼働状態は一体どういうふうになつておるのでしようか。全部が稼働しておるわけではないのですか。その辺どうでしようか、農林省で把握されておるのは。

○齋藤(誠)政府委員 先ほど稼働時間につきましては年々漸増しておる、二、三年前には平均的な稼働時間が八十時間くらいであったわけでございまがつてきておりまして、だんだん小型の稼働時間につきましてはふえつつあるということが言えるわけでござります。

それから先生のお話になりました八八・四%というのは、多かれ少なかれ動力を使用しておる農家数が八八・四%ということですございます。ただし六百五十万七千戸に対して約百万台近い耕耘機が入つておるわけでございますから、お話を通りへクタール当たりの馬力数としては、日本は比較的の高くなつておることも事実でござります。ただこの点は先ほど過剰投資であるかどうかということにつきまして申し上げた際に触れたわけでございますが、外國の馬力数というのはみんな大型のトラクターについての馬力をいつておられますし、ここでいっておる馬力は小型だけについて計算すると〇・六馬力くらいになつておる、こういうことでござります。しかしこの馬力だけで過剰であるかどうかということとは簡単に言えないのですがございまして、どのよう

な稼働時間でどのような作業にたえられるかどうかということによってこの馬力数の見方も変わってくるわけですが、单純にヘクタール当たりの馬力数が高いということだけで過剰投資かどうかということを判定するわけには参らない、かように思つております。

○ 齋藤(誠) 政府委員　現在まで入りまして、小型トラクターの状況で言ひます。農家の今の経営状態からいってどの階層と思われますか。

客観的に評価をされておるようですが、やはりその過剰投資の現状といふものはいためない事実であろうと思うのです。そのため稼動状況も今局長がおっしゃったような状態では現実はないのでないか。稼働状態も実際に悪いのですよ。だから現実に農村を歩いてごらんなさい。機械化資本といふのは非常に深刻な問題になつてゐる。しかも現在行なわれておる機械化の実情といふものは、省力的な関係から入れておるもののが非常に多い。そこで一番機械導入が行なわれておるのは

進といつてみたって問題は解決しないのではなかろうか、このように私は思うわけです。農林省とというのは、今の御答弁、前の御答弁で聞きますと、客観的にこう書いてあるから、こう出ているからというようなことだけで対策をやられるから、非常に現実の仕事としては中身の違った対策が行なわれていく。こういう点を私は指摘しなければならないと思うわけです。同じ機械化の促進といっても、そういうところに実際は問題があり、陥路があるのでですから、そういう条件を克服する対策をともに行なわないことには、この機械化というものは実際には生きてこない。これが今までの實間の中心の課題であろう。私はこのようと思ふわけです。この点については私はまださらには討論すべき問題点が多くあると思いますが、内容が多岐にわたっておりますから先に進みたいと思います。

部門をこの研究所で大いに担当して貰るべきである、こういう意味の御発言ではなかつたかと私は了解するわけでございます。この研究機関における最も大きな仕事としては、まさにそらいう部面を担当することが必要である。製造メーカーにおきましては、製造、生産のためのいろいろの試験研究を行なうわけでござりますけれども、基礎的な研究、特に当面採算に合わないような試験研究に対しては、どうしてもメーカーとしては金を出し済るといふことも当然でございます。また農器具は農家に利用される關係上、どうしても農業部面、特に栽培技術上あるいは土壤、肥料、そういう面等の理解なくしては十分な農器具の研究といふことを行なわぬわけでございます。

が、これは大体現在のところ約五億程度を予定いたしておりまして、そのうち先般御説明いたしましたように、実験圃場として約六町、それから農場として約二十五町歩程度のもの对付設いたして参りたい。それから施設といいたしましては、本館のほかに各種の実験施設あるいは試作工場その他検査関係の建物等を含めまして、大体三億余の施設費を予定いたしております。それからそれに伴う各種の備品等があるわけでござりますが、そういうものを含めまして、建物、備品で約四億程度の設置費を予定いたしております。それから研究を行ないます上の運営費の考え方でございますが、大体十億を予定いたしておなりまして、そのうち五億は民間からの出資または寄付に期待いたし、残り五億を政府で支出する、こういう考え方をしております。将来の形といたしましては、大体これらの中の運用益、それから研究所ができるまでは、場合における事業に伴う収入、たとえば検査収入であるとかあるいは委託研究の収入であるとか、こういう収入を含めまして約一億程度の運営費を予定いたしているわけでございます。今申し上げた中で、国で出すべき五億の資金につきましては、本年度二千五百万元の補助金という形で出されておりまして、今後これを基金として出して参る、こういうつもりでいるわけでござ

ましでは、そのうち三十七年度に二億を政府から支出する、こういうことにいたしているわけでございます。なおこのほかに、現在鴻巣に現実に検査室を設け、あるいは農機具の試験研究をやっているわけでございます。これらに関連して現在利用しているものの施設で研究所に移しかえた予定を設けているものもございまして、約五千万程度がこれに該当するというふうに見積もつておるわけでございます。

○檜崎委員 さしあたって三十七年度の問題として、今御説明によりますと、研究費十億のうち五億までは民間に仰ぐ、さしあたって三十七年度はその点はどういうことになるのですか。

○齋藤(誠)政府委員 三十七年度におきましては、その三分の一を一応予定いたしておりまして、大体十億の基金につきましては、三カ年計画で積み立て、こういう計画を立てておるわけでございます。

○檜崎委員 いや、私が聞いたのは、その研究費全部の十億の見通しでなくして、そのうち民間五億と今おっしゃいましたが、民間五億の見通しについては、三カ年でやるから三分の一、そうすると、約二億近くのお金になると思いますが、その具体的な交渉の状態あるいはどこまで話ができるか。

○齋藤(誠)政府委員 これは先般も答弁いたしたと思いますが、農業団体農機具メーカー、それから農村に關係ある企業から広く寄付または出資といふ形で寄金の供与について御協力を願いたい、こう考えておるわけでござりますが、一応この機械化研究所についての趣旨を御説明申し上げた段階でござ

○ 檜崎委員 そうしますと、この資金計画といふのは、国の方は大蔵省との話し合がついておつて見通しがつくけれども、民間からの出資については説明をした程度、具体的に研究所で予定されておる金額が実際に集まるかどうかからぬではないですか。

○ 斎藤(誠)政府委員 もちろんこの趣旨を説明する際におきましては、研究所の資金全体の計画につきましても十分説明をいたしておりますのでございましょうが、各団体あるいは各企業におきましても、やはり法案が通りませんと個別的に一体幾ら出していいのかといふことがはつきりいたしかねるわけではございますし、また手続等につきましても同様なことがござりますので、全体といたしまして各団体から御協力を得るという趣旨の御了解を得ておるわけでございます。従いまして、われわれがいたしました所存ではございません。といひました所存では、今後この法案が通りました暁におきまして十分御協力を得ることができるだらう、こう期待しておられた努力いたす所存でございます。

○ 檜崎委員 できるであろうと期待するということを承りましたが、これは相手のあることですから、十分その努力はされても、はたして民間の場合は政府が予定されておる通りの資金計画ができると断言されるかどうか。

○ 斎藤(誠)政府委員 御承知のよろこびに、農機具の全体の販売高といふものは約一千億でございまして、肥料の一三千三百億に対しても、おそらくやがては農機具の販売高が一番大きくなるの

はなかなかと思われるわけでござります。今後ますます農業の機械化をやつしていくということになりますれば、当然それによって受ける恩恵といふものは広く及ぶわけでございますので、私としては十分可能であらうと考えております。

○檜崎委員 それはお手並みを拝見しなければわかりませんけれども、今おっしゃったことは、あのときああ言つたが、まことに申しわけないといふことにならないように一つお願いをしておきます。

そこでこの出資をし得る民間の関係というのはやはり大きな資本のことだと思うのです。現実にそういう民間の大きなところの発言力がやはりこれに伴つてくると思うのですが、検査もやるところですし、そういう民間の発言力の影響というものはどのようにお考えでしようか。

○齋藤(誠)政府委員 これはこの前、参考人からの御意見もあったように、大きく出資し大きく供与するといふことになりますても、これは通常の会社の株主のような地位にあるわけでは全然ないわけでございます。むろん基礎研究、応用研究というような、民間の企業によつてでき得ない事業との研究所によつて期待し、そしてその得た成果に基づいて各メーカーがいろいろ事業化をはかつて参りたい、こういう趣旨のものでござります。直接的にこれに大きな発言権があるということについての必要性もありませんし、また出資その他の関係におきましても何ら法律上特別の恩典といふものはないわけでござります。従つてその出資いかんによつてこの研究所がどうこうされる

先般、三月二十七日、当委員会における農林大臣の言葉の中に、「私は農林行政の全般的責任を持つておりますから、長官からでなく、長官がどういふ事を承つておりますのも、決定は私にいたまでの事です。私が不同意のものは外に出るわけがないのであります。お聞きになつてもこれは価値があつません。」といふ答弁がある。こういう態度でありますと、私どもは大臣のおられないところで、長官や局長を相手にして法案の審議をいたしまして、あとで大臣に否定されるようなことがありますと、全くこれは議論がナンセンスだという事になるのであります。従つて、今後法案の審議に対しては、大臣は必ず出席をして責任のある答弁をされなければ、審議が続けられないということになる。そうでなければ、二十七日の当委員会における発言は取り消してもらわなければならぬ。きわめて私は重要な問題だと思いますから、大臣から率直にお答えを願いたい。

ないかとおっしゃるから、二人の意見が出た場合は大臣の言うことを御信用いただかなければなりません。こう申し上げたのでございまして、しかも長官がどこでどういうことを言つたか知りませんが、私は長官その他の役人は常に事務の打ち合わせはいたしております。従つて区役所から二つの話が出来るというふうに考えておりませんから、さう申し上げたのでございまして、決まつたまま私の言うことと反する話を、こういうことを言つておるじゃないか、ということをおっしゃいましたから、さう申し上げたのでございまして、決してそういうような二つの意見が発表されるというようなことに考えておりません。

ずいぶん景気のいいことをほんほん打つ出されるけれども、ほとんど始末がついていない。そして、われわれは法案の審議にあたって、ここで長官や局長いろいろ議論をいたしまして、結局はわれわれは、これは——実は全部読んでみなければほつきりせぬのですけれども、とにかく、一言にいえば、長官や局長の言うことは問題にならぬ、そういうふうに受け取れる言動なんですよ。そうすると、われわれが大臣のいないところで法案の審議をして、意味がない。ですから、いやしくも法案の審議にあたっては、やはり局長なり長官なりが全責任を持つて答弁をし、その答弁に対しても大臣は責任を負わなければならない。その点が明らかでなければ、私どもは審議に応ずるわけにいかぬのです。従つて局長や長官を中心にして審議をいたしましても、ここでどうしてはつきりした答弁を得られない問題がたくさんあるわけです。それがために、審議を進めるにあたってはどうしても大臣の出席を求めなければならないといふ事態が起つてくる。ところが最近の大臣の態度は、これは私の願も三度といいますから、ときには虫のいどころの悪いこともございましょうけれども、やはり農林委員会には責任ある農林大臣が——そういう局長や長官ではつきりしない問題が幾つか出でるのです。大臣の出席を待たなければけりのつからない問題がたくさんあるわけです。そういふものに対して、虫のいどころが悪いからといって出席されないので、法案の上げようがないということですね。さつき私が申し上げたように、局長や長官が発言したことに対する

てはやはり大臣が責任を負うとどううふとを確約をし、その上に立つて法案の審議に臨まなければならぬと私どもは考えております。その点を明らかにしておいていただきたい。

○野原国務大臣　お示しのよろに、委員会におきまして、政府の態度——局長その他政府委員もしくは説明員が御説明申し上げましたことにつきましては、私にかわつて御説明申し上げておりますのでござりますから、その責任は一切私が負ふることをここに明らかにいたします。と同時に、私が直接御答弁申しあげなければならぬ問題がありますれば、いつでも出席して御答弁申します。たゞ、今お話をございましたが、先日は、たまたま出席いたしましたらば、別の問題を二回お尋ねでござりますので、どうも話が違うじゃないか——これは私のわがままであったかもされませんが、二回が二回とも、法案を上げるんだから、その法案に対しても質問があるから出てこい、こういうことでござりますから、出てきてみたら話が違つたので、少し私がわがまま申しましたことは、はなはだ遺憾でござります。この点はあらためておわびを申上げます。どうか一つ御協力賜わらんことをお願ひ申し上げます。御了解願いたいと思います。

中にはあります。それは豚肉の買上げ価格の決定についてでございます。経緯を申し上げますと、二日の当委員会におきまして、私が保坂説明員に、豚肉の買上げ価格については若干の地域差を設けるといふ情報であるけれども、はたゞ、そななかどうかということ尋ねましたところが、保坂説明員からは、ただいまのところは若干の地域差を設ける予定であるという御答弁がございました。そこで私はこの法律の趣旨から考えて、ある意味では価格を安定させるのは、そのときそのときに適切な価格で買上げるということよりも、年度当初に価格を決定しておくということは、ある意味では価格を安定させるという政策的な意味を含んでおるわけですから、それを実態に合わせるといふことだけで、しかも時期的なズレを無視して年度当初に地域差のあるものを決定するということは、別な意味で問題が起くる。従つて、このことについては再検討をお願いしたい。そういうことを保坂説明員にもお願い申し、大臣に対しても、ただいまのような答弁であるけれども、ぜひ一つ農林大臣においても再検討をお願い申し上げたいということを申し上げたところが、そのときの大蔵の御答弁は、「御指摘通り、私いたしましては地域差を設ける意思はございません。大蔵側において地域差の点をなかなかいかやかましく言ふようでござります。」こういう御答弁をいただきま

う原則に立つてぜひ一本におきめを願いたい。ただ皮はぎと湯はぎの差は当然あることですから、それまで一つにしてほしいというのじゃございませんでした。そのときの大蔵の御答弁は、非常に行き届いた、しかも明確な御答弁でございましたのに、実際はそうならない。このことについては今までの石田委員の質問とも、内容において性質において、若干つながっているところがあると思いますので、最初に大へん失礼かと思いますけれども、この点からお伺いいたいと思います。

○河野国務大臣 地域差の点は非常にむずかしい問題でございます。だんだん研究もいたしておりますが、一長一短あると思います。一般農産物——いやしくも政府が支持価格を設けて行ないます農産物につきましては、地域差を撤去することは理想だらうと思いまして、農産物につきましては、地域差が、長年の慣習等でございまして、一時に全部地域差をなくするがいいか悪いかといふようなことがいろいろ議論がございまして、なかなか最終的にこれでということに踏み切りかねておるのが現状でございます。なおよく今後勉強いたしまして、将来の方向は方向といたしまして、三十七年度の価格の決定にあたりましても、今一応決定いたしましたが、これが年間を通じての価格であるかないか、むろん将来の価格であるからぬ点が起きてくるかもしません。何分こういうふうな問題と取り組みまして、初年度のこととござりますから、いろいろな問題が次々に起つて参ることはやむを得ぬことじやなかろうかと私は思います。順次勉強し、積み上げていくうちに、将来この程度ならがまんが

できるというものができ上がるんじやない。ただ皮はぎと湯はぎの差は当然あることですから、それまで一つにしてほしいというのじゃございませんでした。そのときの大蔵の御答弁は、非常に行き届いた、しかも明確な御答弁でございましたのに、実際はそうならない。このことについては今までの石田委員の質問とも、内容において性質において、若干つながっているところがあると思いますので、最初に大へん失礼かと思いますけれども、この点からお伺いいたいと思います。

○湯山委員 私も大臣の御答弁のように、従来の行きがかり等があることはよく存じております。しかしそういうものにかかるからといっておったのでは、いろいろ大臣の方がよくおわかりの通り、今の畜産物価格の安定ということは得られない。そこで河野大臣だからこそこういふはつきりした御答弁もいただけたし、また大臣だからこういうことも実行に移していくだけになると非常に大きな期待を持つておつたわけです。それが今のようにだいぶん後退した御答弁だと、むしろ、私は、また新しい議論をする必要があるんじやなからうかといふ感じさえ持つわけでござります。ただ大臣のただいまの御答弁を非常に善意に解釈して参りますと、今発足当初のことと、しかも非常にむずかしい問題をたくさん抱えているものが、安定法では大体原則として一年を通して適用されるけれども、しかしそういうものじやなくて、今度の場合はなお改定の必要があると思ふ、あるいはそういう可能性が出てくる見通しが大きい、その段階においてさらに今大臣の言われたように一本化の方向へ努力していく、こういう御答弁だといふふうにとらなければ、ちょっとと工合が悪いと思いますが、よろしくうございますか。

○河野国務大臣 現にきめました二百五十円という価格、その基準価格が一體これまで年間を通じてよろしいか悪いか。御承知の通り従来春価格といまいり、春の値と秋の値と違つておつた。それを一体どういうふうに将来考えていくかというような問題も当然起きただけたし、また大臣だからこういうことも実行に移していくだけになると非常に大きな期待を持つておつたわけです。それが今のようにだいぶん後退した御答弁だと、むしろ、私は、また新しい議論をする必要があるんじやなからうかといふ感じさえ持つわけでござります。ただ大臣のただいまの御答弁を非常に善意に解釈して参りますと、今発足当初のことと、しかも非常にむずかしい問題をたくさん抱えているものが、安定法では大体原則として一年を通して適用されるけれども、しかしそういうものじやなくて、今度の場合はなお改定の必要があると思ふ、あるいはそういう可能性が出てくる見通しが大きい、その段階においてさらに今大臣の言われたように一本化の方向へ努力していく、こういう御答弁だといふふうにとらなければ、ちょっとと工合が悪いと思いますが、よろしくうございますか。

○湯山委員 私も大臣の御答弁を了承いたしました。これは積極的に今までの答弁いたしましたし、以前にお答えいたしました。ただ方向へ持つていていただきたいと思います。

○河野国務大臣 次に、やはりこれと関連を持つておる豚肉価格の問題でござりますけれども、これはもうずいぶん社会問題にまで発展して参りました。熊本県等では豚の多頭飼育をしておる農家の主人が

自殺をしたというようなことを起こしておりますが、大臣は御存じでありますか。あるいは政府委員の方でどうなたかそういうことをお聞きになつておられますか。

○河野国務大臣 地方の新聞に、豚のコロが千円で何頭というような見出しがあつたということは聞きましたが、今のお話はまだ聞いておりません。

○湯山委員 そういいう時期でございま

すね、大体大臣としてはただばく然とそういう時期を待つということなんでおたして、御期待に沿うことの早からんよう努めいたす所存でござります。

○湯山委員 その問題は大臣の御答弁をお受けいたしました。これは積極的に今までの答弁いたしましたし、以前にお答えいたしました。ただ方向へ持つていていただきたいと思います。

○河野国務大臣 どういうことを言おられるのかわかりませんが、私がおつき合いし、私が意見を聞く人は、大部分が生産代表もしくは生産組合の代表者の方の意見でござります。

○湯山委員 そこで重ねてお尋ねしたい点は、審議会に大臣から諮問がなされております。その諮問が、先般芳賀委員からの御質問もありましたけれど

給事情その他の経済事情を考慮して定めるというようなことで、そこに法文の字句からいきまして、原料乳、指定食肉につきましては、特に「これらの再生産を確保することを旨とし」とい

つきましてはそれだけ重点といいますか、再生産という点につきまして明文がある以上、そういう点を十分考慮するということになります。

でござります。安定期格については、原料乳または指定食肉の関係につきまして、「これらの再生産を確保する」ということが書いてあるわけでありま
す。従いましてこの全体の文句からい

○野原委員長 「速記中止」
○湯山委員 保坂参事官、今まで局長の御答弁になつたことはその通りでござりますね。

○河野国務大臣 私は、最初のことれたのでしょう。

うことで、安定価格の決定につきましては、そういう意味合いにおきましても

一度申してみますと、安定基準価格といふのは、第三条第四項にありますよ

いますと、安定価格全部についてこれらの条項が適用されると私どもは考え

○保坂説明員 その通りや」といはず。

○湯山委員　この時間で見ますと、まずに足る価格を算出する基盤はどういうところに置くべきかと、いろいろうふうに思つております。

○湯山委員　この時間で見ますと、まず重点を置いて意見を聞いた。こういうふうに思つております。

○湯山委員　今、この三つの価格の違いであります。その点で違つてゐるわけであります。

うに「生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮」、これらの再生産を確保することを旨とし、「決定される、これが安定基準価格である。安定下位価格の場合には、「再生産を確保する」とを旨とし、「一」という条項が抜けてい

ております。ただし価格算定方式のいろいろの御研究を価格審議会で願つておりますが、それらの点についてどういう方法がこういう再生産を確保することを目指とする場合に一番ベターな方法であるかということで、御論議がはず

○湯山委員 それじゃ安定下位価格には「再生産を確保することを旨とし」というその条項は適用されない、そういうことでござりますか。

いぶん法律と違った諸問がなされてい
るようには私は説まさざるを得ないわけで
すけれども、これからあとの質問は法律
の内容に入りますから、事務当局から
お答えいただいて、その締めくくりを
大臣にお尋ねいたしたいと思います。
いたさないわけです。安定基準価格と
いうものはどういうものが対象で、そ
れをきめるのはどういう態度できめる
のだ、安定下位価格といらものはどう
いうものが対象で、それを決定するの
にはどういうことを考慮してきめる、

○森(茂)政府委員 乳製品については
そういう条項がありませんので、特に
その点を考えるということではないわ
けであります。

いぶんあつたわけであります。ここで
は、安定基準価格のみでなく、生産者
は上位価格についても獲得する権利が
ある。最悪の場合は安定基準価格で確
保され、さらに上位価格等についても
そこまでとれるという解釈も、全体的

乳製品について書いてござります通りでございまして、安定下位価格がございますのは指定乳製品でございますから、その通りであります。

○湯山委員 そうすると、今局長の答弁では、安定基準価格、安定上位価

まず安定価格に三つの種類がある。これは第三条によつて、その三つの種類は一体どういう区別があるのか、そこから伺つておかないと出て参りませんので、安定基準価格、安定下位価格、安定上位価格、その三つの価格の間にはどういう区別があるか、お伺いいたしたいと思います。

○湯山委員　もう一度今の方を明確にしておきたいと思います。安定基準価格というは、条文にはそう書いてないけれども、第三条第四項を前後のつながりから読みかえてみると、「生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、再生産を確保することを旨とし、決定する。それに該当するものが

に安定価格だということを出てこないわけであります。そういう意味におきまして相当生産関係のふれの多い関係においておきましては、米麦その他の農産物等について一本の価格を抑えてしまり、こういう一本価格の買い入れ価格でない関係から、第四項については安定価格全体について相当幅のある規定を書

両方に於いて再生産を確保することを旨とするということは適用されるのであって、基準価格だけじゃなくて、安定上位価格についてもそのことは考慮されなければならない、こういうことでございましたけれども、これは理屈であって、安定上位価格が安定基準価格を下回るというようなことは

○森(浅)政府委員 指定食肉につきましては安定基準価格と安定上位価格と乳製品につきましては安定下位価格と安定上位価格、お詫の通り、安定上位価格と安定下位価格と安定基準価格の三つあるわけであります。第三条の第

原料乳及び指定食肉であつて、それに対して安定基準価格が今のような配慮のもとにきめられる。それから乳製品については、そういう条件は除かれ、安定下位価格といふのできめられる。ただいまの答弁はそういうことで

いてあるわけであります。その意味におきまして湯山委員御指摘の安定基準価格だけでは、再生産を確保することと解釈していいかどうか、価格審議会では、どういう方法で安定価格全体についてこういう各項を最も忠実にかつ

常識的に考えられないことでしよう。下にある基準価格が再生産を確保する、そういうことの条件を満たした場合に、安定上位価格がそれを満たしているかどうかというようなことを検討する必要があることにあるのでしよう。

四の規定によりまして、原料乳または指定食肉につきましては、安定価格は「生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、これらの再生産を確保することを旨とし」ということで、指定乳製品につきましては、生産条件、需料乳または指定食肉の守定価格決定に

○森(茂)政府委員 畜産物価格安定法
第三条第四項の解釈の問題でございました
す。今、湯山委員のおっしゃいました
原料乳または指定食肉の安定基準価格
については、法文には書いてないわけ

○野原委員長 ちょっと速記をとめて。 有効的に、法の目的に照らして解釈していくか、あるいは算定方式を作つていいか、いろいろ論議のあつたところあります。

○保坂説明員　局長が申し上げました趣旨は、第四項にござりますように、安定価格は、原料乳、指定食肉につきまして生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮しまして再生産を確保することを旨とするようく定めるといた

場合に、安定価格ということにつきましては、基準価格、上位価格を含めまして一定の幅を持っておりますので、そういう幅の中で全体として再生産を確保するということに努めるべきであるというふうに言われたと解釈をいたる意味で、安定上位価格も含めましてといふ意味であったと思います。御指摘の上位価格が定められるというふうなことは、当然ないわけでございます。前段に申しましたような趣旨と解釈していきます。

○湯山委員 そうすると安定基準価格も当然再生産を確保することを旨としてきめられるものである。これは間違いませんね。

○保坂説明員 安定上位価格から安定基準価格まで一定の幅がある制度にになっているわけでございます。そういう意味におきまして、その幅の中に安定化されることを旨として畜産の生産の伸展をはかつていいこうということがねらいであると考えているわけであります。そういう意味で、安定基準価格を配慮する必要があるというふうに考えておきますから、そういうふうにお答え願いたいと思います。

○湯山委員 答弁が長過ぎるので、そちらそら私はそういうつもりで聞いておりますから、そういうふうに違うかどうかです。

○保坂説明員 安定基準価格そのもの单独で再生産を確保するということは、できるだけそういうことを理想と

いたしますけれども、需給事情その他のも勘案しまして、全体の幅の中でそういう趣旨を達成していくことが適当であります。従つて、その幅の中でも、確かにその考え方もあると存ります。

○湯山委員 そういうことはどこから

出る解釈ですか。そういう解釈はこの法律から出てこないはずです。局長が答えたのも、指定食肉それから原料乳については安定基準価格と安定上位価格、この二つが安定価格である。そしてその二つの価格とともに再生産を確保することを旨として決定しなければならないのであるから、基準価格も上位価格も、幅はあるけれども、ともにその条件を満たさなければならぬものと考える。こう言われたから、それに間違ひありませんか。こういうことで、どうも御答弁がはつきりしないから、最後には基準価格はどうですかといふ質問をしたわけで、もしそうでなくて、基準価格というのはあるいはそうではないかもしれないけれども、そういうことをできるだけ努力する価格である。こういうことになれば法律の精神と違つてくるのじやございませんか。

○保坂説明員 局長が申された趣旨のようには再生産を確保することは安定基準価格を含めましてお尋ねになつた通りであります。

○湯山委員 そこで大臣にお尋ねいたしたいのは、大臣の諮問は法律違反じゃないでしようか。あるいは法律をことさらに曲げようとしておられるのではないか。というのは、御諸問の中

にこういうことが書いてあるのです。御諸問になつた中の別記の1に「原料乳または指定食肉の安定価格について」というふうに書かれています。湯山さんのところでのこの線に合わせるかということ

は、その安定基準価格と安定上位価格（原料乳にあっては、安定上位価格に準じて考えられるべき価格）とに

よつて構成される価格帯の中心となるべき価格について、「——安定帶の中心となる価格、これは下は基準価格、上が上位価格、そのどこかの中間になる

法律条項として算定してはどうか。」つまり中心になる価格を基準価格と同じ算定方にしてはどうかというと、大臣はしておられるのです。というの

は、法律によつて今明らかになつたように、基準価格がすでにこういう条件を満たすべきだということがきめられておるにもかかわらず、それを法律によつてきめられたことを一応無視しておるにまちわざらず、それをお尋ねになつた上げして、そろして大臣は別個に、この諮問によればそれと離れた

よつてきめられたことを一応無視しておるにまちわざらず、それをお尋ねになつた上げして、そろして大臣は別個に、この諮問によればそれと離れた

しゃるより下位価格をどのよろにとるかといふことも一つのとり方、法律に示してあります通りにとるべきじやります。従つて、その辺のところに線を引いていつて構成される価格帯の中心となるべき価格について、「——安定帶の中心となる価格、これは下は基準価格、上が上位価格、そのどこかの中間になる

価格、これが実は中央にある価格である」ということを伺つて、そろしてこの法律でいくならばそれはどの辺のところにあるだろうということを考えていくといふことを考へておられます。

○湯山委員 大臣の御答弁と、聞いておることとは若干違つております。大臣のは、諮問があつてそれについて大臣がどう判断するかといふときの判断は大臣のおつしやる通りでいいと思うのです。ここで諮問されておるのは、

安定基準価格でもなければ上位価格でもない。中心になる価格、これも大臣の言われる通りならないと思います。

○湯山委員 御答弁ではわからぬのは、今大臣がこういう書き方をしたと

いうその中心になる価格、といふのは、実は法律的には安定基準価格と同じ表現のしてある価格です。もし審議会な

りあるいは農林省において中心となるべき価格の算定ができるのならば、見込みがつくのならば、法律によればそ

れと同じ条件にあるものが安定基準価

格ですから、それをおつしやるふうに裁量

するかは、これは農林大臣のお計らい

です。ただそれをどううふうに裁量

されると同じ条件にあるものが安定基準

価格ですから、それをおつしやるふうに裁量

されるかは、これは農林大臣のお計らい

です。ただし法律を無視したそ

ういう答申を審議会に出して、新たにそ

のものに法律にない名前をつける、こ

れは法律を曲げたやり方ではないで

しょうか。

○河野国務大臣 今私がお答をしたこ

とで、とにかくこの法律を忠実に実行するということにいたしましても、何

条件は安定基準価格と同じなんです。二百五十四が出たら、それが実は中心になる価格であるのと同じに、同時に円だといふ、かりに答申があつたとすれば、その中心になる価格を決定する

条件は安定基準価格と同じなんです。二百五十四が出たら、それが実は中心になる価格であるのと同じに、同時に

は、どの辺がはたしてよろしいかといふことに私は問題があると思うのであります。従つて、その中心になるべきものを一応どういうふうに考へておられます。

いかといふことを伺つて、そろしてこの法律でいくならばそれはどの辺のところにあるだろうといふことを考へておられます。

○湯山委員 大臣の御答弁と、聞いておることとは若干違つております。大臣のは、諮問があつてそれについて大臣がどう判断するかといふときの判断は大臣のおつしやる通りでいいと思うのです。

○湯山委員 大臣の御答弁と、聞いておることとは若干違つております。大臣のは、諮問があつてそれについて大臣がどう判断するかといふときの判断は大臣のおつしやる通りでいいと思うのです。

に引くといふよなことは法律を曲げたことになるのぢやないか。安定基準価格以外に同じ性格の中心価格といふものを請問しておるわけですから、それは法律違反ではないかということをお尋ねしておるわけです。

○湯山委員 今のよろんな御答弁ではどうもはつきりしないのです。大臣、お聞きになつておわかりになりますか。今のお答弁はわからないでしよう。安定期との間に中心価格をきめると、これは悪いとはだれも言つていなかつたのです。けつこうです。その中心価格といふものは、基準価格とは性格の違つたものでなければなりません。もうでしよう。ところが、この諸問では、性格の違うはずの中心になる価格といふものとは区別がつかないじやないで、さうではないか。しかも今のお説明では、さらに中心価格は再生産を確保するけれども、基準価格は再生産を補償することが理想であるけれどもなかなかそちらはいかない、こうしたことになつてみると、全くこれは法律の趣旨を無視したことになるわけですね。法律違反にならるわけですね。そうじゃございませんか。

とをすみやかにしなければならぬのでござりますけれども、さしあたりそぞういうふうにしたらば一体どうなるかといふ現実と、この法律との間にまだ多少のギャップがある。これは先ほど湯山さんから、地域差をなくす——それではなくのは理想でござりますけれども、しかばね現実はどうでございましょうか。そこに多少の経過が入り用じやないでしようかといふことを申し上げたよなわけでございまして、従つてこの諸問にいたしましても、法に書いてあるところを忠実に守る責任は、私は強く自覺いたしております。しかし、現実に法を運用いたしまする場合におきまして、たとえばこの程度までの生産費は確保しておることござりますということがおのずから出てくると思うでござります。再生産を確保すると申しましても、一番高い再生産を確保する値段といふようなことになりましたら大へんな相場になりますということで、程度ということになります。そういう意味からして、まず中間的なものを考えて、そして下値は再生産を確保するという場合に、どの辺までをとつたらよろしいだらうかといふ行政上の一つの方法としてこの処置をとつたということであると思います。

す。ところが今度はこれに中心価格と
いうのを新たにこの諮問ではお作りに
なって、その中心価格というのは、く
つをはくところが中心
価格でそれが出るのなら、同じくつをは
く基準価格が出るはずじゃないか、
こういうことを今お尋ねしておるわけ
で、たとえていえばこれにはその通り
書いてあるのです。それで一体いいの
でしょうか。

○河野国務大臣 私は行政を担当いた
します場合におきまして、全国の事情
は御承知の通りの事情でござります。
従つて、これを今湯山さんのお示しに
なりましたよろなことについて御諮詢
申し上げましたときに、一体どこをと
るのか、ということになつて参ります。
どの程度の生産費を補償するかといふ
ことになつてくるかと私は思うのであ
ります。従つてまず中庸を得た点で考
えて、そうして判断をしてやつしていく
という方向でいくことが、当分の間は
私は行政上間違いない仕方ではなか
らうかと思うのであります、おつ
しやることはよくわかります。よくわ
かりますが、問題はどこに線を引くか
という問題になつて、線を引く場所が
わかっております、この線を引く値段は
幾らにしたらいいか、どうして計算し
たらいいかということが出ると思いま
す。一言で下位の安定価格、こう言え
ばわかつたようなものでござりますけ
れども、さて実際に当たつてどこまで
を上位にとつたらよろしいか、どこま
でを下位としてとつたらよろしいか、
幅をどのくらい見たらよろしいかとい
うことになりますと、非常に問題があ
る。まず中心をどの辺にしておくかと

いうことをきめますれば、そこで下位の値幅は幾らということがありますから、そこで下値が大体くところにぶつかるようなあんばい行政をやつしていくことが正しいのじないかといふ考え方であります。

○湯山委員 ちょっと違うのです。
へんくどいようですけれども、非常に大事なところですから、なおお尋ねしたいのですが、書いてあることは臣の言われるようなことではないのです。ごらんにただいたらわかります。今のように、中心になる価格を編めるところですが、書いてあることはズボンをほくところだと、あるいはネクタイを編めるところとか、そならしいのです。そういうことなら、それは幅もあるし動くこともわかります。しかし、はつきりくつをほくところ、つまり安定基準価格と同じ条件ものが中心になる価格だ、こう書いあるからそこに問題がある、大臣おかりでしようか。だから大臣の言わるようには、バンドのところとかネクタイのところ、それならそれでけつこです。それなら私は何もこういう質問をしないで済む。便宜上そういうものを設定したのですから、それなら法然違反でもございません。問題は、そバンドになるかネクタイになるかわからないところへくつをはかすところのがわかるなら——そこは実は法律でははつきり安定基準価格と書いてあるところなんだから、もうくつをはます。ここではつきりくつをはかすところがきまれば安定基準価格がきまるのではないか。それをことさらにさるものではないか。それをことさらにさ

うしておるのは法律違反でしょ、と言つておるわけです。

○河野国務大臣 この問題は第四項の安定価格といふものの読みじやないのでしょか。

○湯山委員 中心価格の定義づけです。

○河野国務大臣 ですから、この第四項に書いてある安定価格といふものをどういうふうに読んでいいかということにじやないのでしょか。

○湯山委員 それは意見の一一致を見たわけです。局長と今話し合って、参事官を入れて、一致したからそこへ進展した。元へ戻つたらまた同じことを繰り返すよろになる。

○河野国務大臣 そこで政府の方としましては、この安定価格といふものに幅があるのだといふ法の解釈をしておるのでござります。

○湯山委員 そんなことを法律のどこにも書いてありません。きめなければならぬ価格は、そんな帶じやないのですよ。三つしかないのであります。安定基準価格 安定上位価格 安定下位価格、これ以外のものはきめる必要はありません。そういうものをきめたら、これまで法律違反です。

○保坂説明員 大臣が申されましたように、安定価格の読み方についていろいろ御意見が分かれていると思いますが、先ほど局長が申されましたのも、基準価格も上位価格も含めて両方ともがとくといふ意味が必ずしも十分尽くしていないかったのかもしれませんが、その幅の中で安定をさせて再生産を確保することを旨として考えるということを、やはりといふふうに考えておるわけであ

ります。従いまして、その中に中心格がどの辺であるかといふ問題はいろいろあると思いますが、想定をいたしまして、その上になる価格、下になる価格、そういう幅の中で安定をさせていくといふふうに考えまして、中心とな

るべき価格を法定をいたしたわけでもなく、御指摘のように諮問しお答えを得て決定をいたしました価格は、上位価格なり下位価格なりあるいは原料として輸入した食肉につきましては基準価格でござります。

○湯山委員 それは私の聞いたことの答弁になつておつたから、きめなければならぬのは三つだけじやないかといふことを申し上げたわけで、その問題はいろいろな解釈ができると思うのです。おそらく大臣は今のような政治的配慮からまん中こころになるのをきめてしまつて、こうやられたらどうかと言われたのを、そのまま中へ今のようになくつをかしてしまつて動きがとれないようになつたとも考えられるし、その辺の貫性がないと思うのです。そういうことを私がなぜこういうときになり上げるかというと、中心価格といふものよりも基準価格は下回るといふのが今のお話の中で出てくる大体の性格です。そうすると、同じくつをはくところのもつと下へ今度はもう一つくつをはく安定基準価格といふものができてくる、こういうことになるわけでしょう、今の御答弁から言えば、そ

ういうふうに考えておるわけでござります。大臣が答申なり何なりを開いておきめになるときに自分の頭の中へそぞくといふふうに考えます。間をきめるべき幅をお作りになるのはけつこうであります。さうじゃないのです。きめなければならないのは一番上と一番下だけであります。安定価格には幅なんかないです。

○河野国務大臣 上位価格と下位価格の間を安定価格といつてゐるのです。間は要らないのです。間をきめるなどといふことはないのです。

○湯山委員 それは要らぬのです。間をきめるなどといふことはないのです。

○河野国務大臣 上位価格と下位価格の間を安定価格といつてゐるのです。間はないのです。

○保坂説明員 御指摘は多少ニユアンスが異なつておりますが、私どもは、安定価格が再生産を確保する、指定乳製品等については、それは安定価格でござりますけれども、書いてございません。先ほど来御指摘でござります。

○湯山委員 それが私の聞いたことの答弁になつておつたから、きめなければならぬのは三つだけじやないかといふことを申し上げたわけで、その問題はいろいろな解釈ができると思うのです。おそらく大臣は今のような政治的配慮からまん中こころになるのをきめてしまつて、こうやられたらどうかと言われたのを、そのまま中へ今のようになくつをかしてしまつて動きがとれないようになつたとも考えられるし、その辺の貫性がないと思うのです。そういうことを私がなぜこういうときになり上げるかというと、中心価格といふものよりも基準価格は下回るといふのが今のお話の中で出てくる大体の性格です。そうすると、同じくつをはくところのもつと下へ今度はもう一つくつをはく安定基準価格といふものができてくる、こういうことになるわけでしょう、今の御答弁から言えば、そ

ういうふうに考えておるわけではありません。大臣が答申なり何なりを開いておきめになるときに自分の頭の中へそぞくといふふうに考えます。間をきめるなどといふことはないのです。

○河野国務大臣 上位価格と下位価格の間を安定価格といつてゐるのです。間はないのです。

○湯山委員 それは要らぬのです。間をきめるなどといふことはないのです。

○野原委員長 午後三時三十二分休憩

○野原委員長 午後三時十六分休憩

ういうふうに考えておるわけではありません。大臣が答申なり何なりを開いておきめになるときに自分の頭の中へそぞくといふふうに考えます。間をきめるなどといふことはないのです。

○河野国務大臣 上位価格と下位価格の間を安定価格といつてゐるのです。間はないのです。

○湯山委員 それは要らぬのです。間をきめるなどといふことはないのです。

○野原委員長 午後三時三十二分開議

○野原委員長 午後三時十六分休憩

価格並びに下位価格を設定するということであつたわけであります。この点につきましては法律にも明記されております通り、原料乳については上位価格、下位価格のいわゆる安定価格的な思想を是正しまして、安定基準価格一本の価格に修正されておるわけでありますからして、原料乳につきましてはいわゆる価格帯といふものは法律上ないわけであります。ただ問題は、原料乳の安定基準価格を定める場合の要案として、算定の基準といふのを規定する解釈について、いろいろな問題點に対する解釈について、いろいろな形によつて求めるかといふことは、算定の作業上の問題であつたわけであります。その当時の明快を欠く点がございました。前回の国会での法案の審議の際に、実は本委員会において字句を修正した点があつたわけであります。その当時の修正案を提案された芳賀委員がおられますので、この際その解釈について一つ御意見を承りたいと思ひます。芳賀委員。

○芳賀委員 せつかくの御指名でありますから意見を申し上げたいと思いま

す。この畜産物価格安定法の問題点になりますのは第三条各項に關する問題点であります。この点は政府原案を當委員会において各党一致の修正案によつて修正されました点であります。私ども修正した国会の側から見ると、政府におかれましては修正以前の政府案にいまだに固執し

ますが、この点は政府原案を當委員会において各党一致の修正案によつて修正されました点であります。私ども修正した国会の側から見ると、政府におかれましては修正以前の政府案にいまだに固執し

ましたが、この点についても、実は生産者の立場を保護するためにはやはり安定基準価格一本が当然であるというような主張もありましたが、これを調整しまして、下位価格については、これが発動された場合には生産者の立場から見ると不利益な価格になるのではないかといふことも考慮されましたので、下位価格といふものを取り下げまして、いわゆる安定価格帯から見れば中心をなす価格といふものを基準価格に置きかえて、上位価格だけはこれを残すということで、指定食肉については安定基準価格並びに上位価格といふように修正されたわけであります。

従つて下位価格といふものが中心から思はれて、見解がそこから出発しておられて、見解がそこから出発しておられるので、現在成立して実施しておる法律の運用の上に大きな誤謬があるの

おるので、現在成立して実施しておる法律の運用の上に大きな誤謬があるの

おるので、現在成立して実施しておる法律の運用の上に大きな誤謬があるの

おるので、現在成立して実施しておる法律の運用の上に大きな誤謬があるの

おるので、現在成立して実施しておる法律の運用の上に大きな誤謬があるの

おるので、現在成立して実施しておる法律の運用の上に大きな誤謬があるの

おるので、現在成立して実施しておる法律の運用の上に大きな誤謬があるの

おるので、現在成立して実施しておる法律の運用の上に大きな誤謬があるの

第三の指定乳製品につきましては、これは政府原案がそのまま残つておりますので、いわゆる上位価格、下位価格の間ににおける価格帯なるものは形成されておることは当然であります。ただ上位価格、下位価格をきめる場合には、当然の順序として、この価格帯の中心をなす価格は何かとということを求めて、その中心価格に対してあるいは価格変動係数等を使いまして上位安定期あるいは下位安定期をきめる。その中心価格といふのは、この法律あるいは大臣が告示する価格の面には現われてこないというふうになると思うわけです。

これが原料乳並びに指定食肉、指定乳製品の安定価格のそれについて

法律あるいは大臣が告示する価格の面には現われてこないというふうになる

と思ふわけです。

もう一点、大事な点は、第三条第四項の安定価格をきめる場合の基本でござりますが、実はこの第四項に現在あ

りますところの「これらの再生産を確

保することを旨とし、」というこの字句

は、当時政府原案には載つていなかつたわけです。指定食肉についても、原

料乳についても、乳製品についても、原

乳条件あるいは需給事情だけを勘案

してきめればいいという考え方であります。生産者あるいは所得を確保する価格の生産者はそこから生まれてこない事なことは、再生産を確保するというのでありまして、この点については、乳製品と、一方指定食肉と原料乳の価

格決定の方式といふものを第四項の中

で区分しまして、前段においては、原

乳及び指定食肉についてはこれらの

再生産を確保することを旨としなけれ

ばならぬということを基本にして、生

産条件並びに需給事情等を勘案して価

格をきめる。指定乳製品に対しても、

これもいわゆる加工品でございますの

で、これらの再生産を確保された原料

を用いることによって、それに標準的

な製造経費といふものを加算して、乳

製品の上位価格あるいは下位価格とい

うものときめなければいいのです。

従つて再生産を確保する

その最も必要な価格の決定といふもの

は、原料乳の場合においては、当然安

定基準価格において再生産が確保され

る、生産費並びに所得が確保されると

いうことを旨として安定基準価格とい

うものは、当然決定さるべきであります。

食肉についても、安定基準価格の

きめ方はそれと同様であります。た

だ上位価格を認めるということを言う

ことは、この法律の運用上、たとえば

畜産振興事業団が輸入業務を行なうと

いうような場合、あるいは国内の食肉

を買い入れて保管しておる事業団が放

出を行なうというような場合のそのため

どいうものを、上位安定価格に求め

ておるわけです。従つて、国内価格とい

うことであります。そこだけ一つ

ありますように、再生産を確保でき

うのはいかにも低いところで押さえよ

うといふような印象はおもしろくない

といふことで、特にただいまお話を

いたものが、今度中心価格といふ名前で

あります。たゞ、この法律の運用が間違ひな

いのではないかとも思ひます。

この諸問が間違ひないのか、どちらか

をはつきりしてもらえば、私は質問を

やめたいと思います。そこだけ一つ

はつきりしてもらいたいと思います。

そういふと、委員長は今のやうな御

ことにはまた一つ問題があるので、そうちだ

とすれば、法の運用が間違ひな

いのではないかとも思ひます。

この諸問が間違ひないのか、どちらか

をはつきりしてもらえば、私は質問を

やめたいと思います。そこだけ一つ

はつきりしてもらいたいと思います。

どうぞ、この問題が間違ひないのか、どちらか

をはつきりしてもらえば、私は質問を

○河野国務大臣 だんだん御心配をいたたきまして、恐縮に存するわけでござりますが、実は諮問第三におきまして、まず中値をどうしたらよろしいかということを第一で諮問いたしまして、そして第三で下値と上値が出てくる、どのくらいに考えたらよろしいかといふことを諮問いたしてあるわけあります。従つて下値と上値が出てくる、こういう組み合わせの諸問題になつておられますから、私いたしましては、その第一と第三と両方をお読みいたただきました、そこでその間の委員会のいろいろの御意言を拝聴すれば、今いろいろ御発言になつております諸般の問題が認識できる、こういうつもりでありまするわけでございます。

いて考慮していくという、それを否定は絶対していないわけです。ただその中値といらうものを一番下にきめて条件をつけよう、何へんも申して恐縮ですがこれについてある。つまり基準価格の条件と同じ条件が中値についておるということです。

○河野国務大臣 よく理解いたしまし
た。用語にまぎらわしい点があります
ためにそういうふうな点が起つてい
るということをございます。しかし私
は行政を運用いたします場合におきま
しては、ただいま申し上げました通り
に標準の下位の価格とそれから上位と
いうものの間には値幅がある。それを
下値は幾らか、上値は幾らかといふ諸
問題をなぜしなかつたか、そうしたら問
違いかつたじゃないか、こういう御
議論であると私は思います。ところが
私が言うのは、上位価格も知らなければ
ばならぬ、下の値も必要である。その
場合に要素が違いますから、その場合
に非常に値幅が出てきたり事情のある
ものが起つてきても工合が悪い。何
分にもそれは初めてのことどころでござ
いませんから、そこで安定すべき価格は幅が
ある、そのまん中にはどの辺のところ
を考えてまん中だと考えたらよろしい
か、そして下と上のいわゆる幅はどう
のくらいのところを考えておけばよろ
しいかということを伺つておけば、そ
の下が再生産を補償する価格であると
いうことを考えるべきである。法律は
皆さん委員の方が読んでいらっしゃる
わけでござりますから、そこでおのず
から常識的に結論が出るだろうという
ことで諸問をしたのでございまして、
もしこの諸問が不適当である、誤解を

招くということをございましたら、今後それらの点を十分に注意いたしまして、一応この点については終わることにいたしますけれども、この問題でこないうふうにひつかかりましたのは、繰り返して申し上げますけれども、大臣が言われるように上と下の間をまず考へて、それから幅を見ていこうといふのなら、それはけつこうだ、肯定であります。今私が言つておるのは、法律で一番下になるところを中心にして、という表現が諸間に書いてあるから、それだと、こうふれたたら、これから上へのふれはかまわぬ、下へふれたときに法律の条件を満たせない、修正の趣旨に反する、そういうことを指摘しておるわけですから、その点を十分御配慮を願いたいと思います。それではこの点を終わりまして、あと学校給食の問題が残っており、また、これも大臣の御発言に関連して、大臣の先般片島委員に対する御答弁では、豚肉を学校給食にどうふうにするのかということについては、やるつもりである、今手続をとつておる——大蔵省も了承しておるかといふ質問に対して、大蔵省とも話中だ、特に大蔵省のことを気にする必要はないものではない、御承知の通りどの税度に値引きをしてPTAに渡すか、学校に渡すか、そういう点で多少の論議がある、ということで、これは相當ある金の中で操作するのでありますから、大蔵省からとやかくいわれる筋合のものではない、御承知の通りど

前向きな前進したことであると思つて
おりました。ところがそれ以後のお答
えでは、そんなことまで——農林大臣
多少さつき当初にお述べになつたよう
に、「どこかごきげんの悪かつたときが
もしませんけれども、そんなことま
で農林大臣はやる必要はないのじやな
いか」ということで、せつかくここで私
ども期待しておつたのがどうもくずれ
てしまつたような印象を受けました。
そこで、これは冷静に客観的に一体ど
ういふになさつていろいろとされて
おるのか、現在はどういうふうに進め
ていらっしゃるのか、これはほんとう
のところを明確にしていただきたいと
思うわけです。

○河野国務大臣 今買上数量が千トンに達した程度でござりますので、大大都市にこれをやるにはまだ量が少ない、もっとふやして、いって最終的に運営していくべきだということに、事務の方を進めております。

○湯山委員 今の点はそれでやはり一つ早急にして、いただいた方が計画も立てやすいと思いますので、お願ひいたしたいと思います。

最後にお尋ねいたしたいのは、これは新聞で見たのですけれども、牛乳の簡易処理を厚生省から農林省に移すと、いうような構想を農林大臣はお持ちだましても、若干性格は違いますけれども、同じような要望が相当生産団体から強いと思うわけです。この牛乳の簡易処理の問題、それから肉豚についての今の環境衛生法でござりますが、それらとの関連について、御構想があれば承りたいと思います。

○河野国務大臣 この問題は長年の問題として懸案でございますので、実は私の構想と申しますよりも閣議に発案いたしまして、閣議といたしましては、関係省の間に委員をあげて具体的な折衝に入るということになつております。農林省としてもこれに必要な係を設けて厚生省の方と交渉を進めて参りたい。もちろん今お詫しの通り牛乳だけではなくて畜産衛生全体について具体的な案を作るべく努力いたしたいと考えております。

○野原委員長 芳賀貢君。

○芳賀委員 二、三点大臣にお尋ねをいたしますが、第一点は畜産物価格安

般来畜産物価格安定審議会に出席いたしました。この生乳——牛乳です。並びに肉豚等の生産費の正確な資料といふものは、今日農林省においても用意されていません。それで今後適確な価格の決定等を行なう場合においては、やはりもう畜産物の生産費調査あるいは流通市場の調査等はどうしても不可欠な業務ということになるとなると思いますが、どうもわれわれの印象から見ると、農林省は一番大事な生産費調査等を積極的に行なうことになると回避したいというような気持があるよう見受けられるわけであります。そういうことは必ずしも農大臣の本旨ではないと思いますが、特に生産費調査の問題について大臣からいうことを回避したいというふうな気持があるように見受けられるわけであります。従つて行政におきましてもだんだん行政の方に向が変わってきております。従つて從来重点的に調査を進めて参りましたが、その報告も何つて畜産製品等の調査を十分にしなければならぬ段階になりますことは御承知の通りであります。従つて私も今後この点に十分重点を置いて、すみやかに統計の整備をいたしたいと考えておる次第でございます。

はどれだけの予算を確保して、どういうような態勢でやるかということは明らかになつておるはずですが、その点が非常に不正確でありますので、あるいは統計調査部の方でこれを担当するのか、畜産局で直接生産費調査をやるのか、三十七年度の予算との関連でこの点を明らかにしておいてもらいたい。

○河野国務大臣 統計調査部の方において努力するよう事務の打ち合わせではなっております。

○芳賀委員 それでは少なくとも七年度において原料乳あるいは食肉の価格決定をする場合には、相当具体的な農林省の生産費調査資料というものが出されるということを期待しても差しつかえないわけですか。

○河野国務大臣 御承知の通りことから始めることにしておりますから、それが来年の今ごろにどの程度にまとまるかということについては、私、統計のことは詳しくありませんので、お答えしかねます。最善を尽くさせます。

○芳賀委員 次にお尋ねしたいのは、三十七年度の原料乳並びに指定食肉の価格については三十一日に農林大臣が決定されて告示されたわけですが、これは畜産物価格審議会の答申を参考されたとは思うのですが、その場合に答申のどこに重点にされたかということについて一応の見解をお尋ねしておきたいと思います。

第一点の指定乳製品の上位価格、下位価格の決定についてでありますべく審議会の意向としては、乳製品の価格をきめる場合は原料乳の価格を基礎に

してそれに製造経費を加算するといふべきである、しかし三十七年度にはなかなかそういうことが具体的に計算できないわゆる積み上げ方式でこれを決定すべきである。議会としては原料乳の価格といふものが先にきめられて、これに製造経費といふものが加算されて、かかる後に基準になる中心価格といふものがきまって、その中心価格を基礎にして上位価格、下位価格をきめるべきである。こういう方式が出来ておるわけですが、この点はその通り理解されておるかどうか、いかがですか。

○河野国務大臣　その通り了解いたしております。

○芳賀委員　次に、指定食肉の場合は、これも価格の面においては前回と同様に二本に分かれましたか、しかし第一回の審議会の答申と違う点は、第一回の場合は全く意見が両様に分かれて、一つは枝肉が一キロ当たり二百四十円程度を妥当とする。もう一つは二百七十九円以上でなければならないということでしたが、今度の場合は、この前提は指定食肉については生産費を補償することを旨としてきめなければならぬということが肉豚の答申の前段に掲げられておる。所得補償まではいかぬが、ともかく生産費を補償しなければならぬこれを旨として食肉の価格はきめなければならぬということが委員会の意思として前段にうたわれて、生産費を補償する場合には少なくとも枝肉一キロ当たり二百七十円以上でな

に對して、それは原則として了承するが、今事業團が買ひ上げておるたゞが、一キロ二百四十五円の価格といふのが急速に二百七十円といふように來ると、事業團の買ひ上げ業務上支障があるがくるような場合があるのでこれは漸進的に是正すべきであるといふ意見が、これは価格を付さないで一つの意見として付隨的に出されておるわけですが、これに対して私が今言つたような理解の上に立つて、農林大臣は從来と変わらない二百五十円という決定をなされたものかどうか、その点、いかがですか。

○河野国務大臣 委員会全体の御意見を私十分伺ひまして、諸般の点を勘案いたしまして決定した次第でござります。

○芳賀委員 先ほど大臣は湯山委員の質問に答えて、委員会の多数の意見を尊重したといふような発言をなされていますね。この食肉の場合の多数の意見なるものは、二百七十円以上にしなければならぬというのであって、今直ちに二百七十円にするということは買い上げ業務に支障を来たすおそれがあるという抽象的な意見を出しておるので、結局この点は、多數の意見を尊重しないで、少數の意見を尊重して安値化にきめた、結果はそぞなるわけですが、その点はいかがですか。

○河野国務大臣 私は農林大臣として、急激な変化を市場に来たることは適当でないという点には特に重点を置いたわけであります。ただし多數の委員の諸君も、今私がきめたような方向についてでは御異存がなかつたのじやな

二百五十五円に決定して、その傾向がどうなつていいかということも、何分初めてのこととござりますから、一応法律は基準の価格をきめるということになつておりますけれども、暫定処置といふものには必要であるが必要でないかというような諸般の点を勘案して行政をいたしておるわけであります。

○芳賀委員 もとより審議会は議決する機関ではありますんで、大臣がこの委員会の意思をどのように尊重するかしないかは、これは別個の問題で、決定権は大臣にあるわけですが、たゞ二百七十七円の根拠がどこにあるかという点だけを今後の参考にもなるので一応言つておきますが、この農林省の資料による一つの根拠といふものは、これは推定生産費による場合と、米価と同じように所得補償方式による場合の、二様の農林省の資料が出ておるわけです。たとえばこの推定生産費、いわゆる自家勞賃を農村の雇用勞賃であるところの一時間五十四円八十九銭、一日八時間にして四百三十九円」とどる。雇用勞賃方式でいく場合は、子豚の値段——大臣の専門語で言うとこれはコロというわけですが、子豚の値段を三千円として推定生産費で計算した場合の一キロの価格はこれは二百六十六円、整理すれば二百七十七円といふことになるわけです。それから自家勞賃を都市近郊労賃の、いわゆる米価と同じようの一時間九十八円二十三銭、一日八時間として七百八十六円、子豚の値段を三千円とした場合には、これは一キロ三百十四円ということになるわ

けでありますので、少なくとも子豚の価格は三千円と見て雇用労賃で計算した場合でも、農林省の推定生産費でいうと二百六十六円、いわゆる二百七十四円と価格が出てくるので、これらの価格といふものは自家労賃の点についてもこれは再生産が確保されておらぬことは事実であります。ここまで譲つても二百七十円の価格といふものが計算されるという点だけは指摘しておきたいと思うわけであります。

はそういう生産費所得補償方式なんといふものを全然とらないで、政府が試案として示した過去数年間の牛乳の家庭先平均価格に生産費指数なるものをお乗じ、さらにそれに供給促進指數なるものをお乗じた価格のいわゆる四十九円何がしで、整理すれば五十円といふ價格を支持する意見といふものが委員会の中に一部あつたわけです。ですから、この答申といふものは生産費所得補償方式を建前とする場合には一升七十五円以上、それから政府試案を建前にする場合には一升について五十円から五十五円の間、こういうふうに答申が出たわけであります、生産費を補償するという建前からいふと、あるいは所得を補償するという建前からいふと、今回の農林大臣の決定価格といふものは非常に不當に過ぎると、いわばしおりをのがれることはできないと思ひますが、この点については答申のいすれの点を重視しておきめになつたか、これは参考までに聞かしておいてもらいたいわけであります。

を作られたようではあります、この三県についても、三月以降は、長野県は五十三円であります。岩手県も集乳所渡し価格が一升六十円であります。岩手県も集乳所渡し価格が五十三円であります。北海道については、ある会社についてはすでに五十四円が決定し、ある会社についてはまだに庭先価格といふことであります。政府の決定は工場渡し価格であります。政府のいうところの庭先価格であるといふことになれば、すでに庭先価格である集乳所あるいは集荷所渡し価格が五十三円ないし五十四円あるいは長野県の六十円といふその実勢が示されておつて、今後夏場になればさらに値上がりするというような現実を前にして、しかも工場渡し価格が庭先のこれら三県の取引価格よりもはるかに下りるといふような決定方法については、何のために畜産物価格安定法があるかということを、これは生産者もひとしく指摘する点だと思うわけです。この点は何か大臣が勘定いをされてこの上な安い価格をきめたのか、あるいは事務当局が大臣に安い価格をきめなければならぬような報告や材料を提供してこういうことになったのか、この点についても大事な点ですから、参考までに聞かしておいてもらいたいと思うのです。

○芳賀委員 問題は法律がない場合であつても、大臣の決定価格よりも今の時代は上回つておるわけです。しかも法規がある時代、現在において、法規のない場合よりも安い値段に政府が把えようとする考え方といふものは、これはわれわれとしても理解できないわけです。それじゃ無法時代の方がいいのではないかということになるわけであつて、そういうことになれば、現在の農林大臣や農林省は乳業者の利益を護だけの立場に立つて、一番地域的にも価格条件においても恵まれない地盤の生産者に対しは、ほつたらかしておいても値段が上がるのだから、これ以上上がればなおいいではないかといふような冷酷な態度で今後価格の算定とか決定に臨むようなことであれば、これはむしろ法律といふものがじまんになるというようになるわけあります。が、この点はどう考えております。

○芳賀委員 最後の質問ですが、農大臣は乳業者については、普通牛乳について一升十円の値上げを認めて、加工牛乳については一升二十円の値上げをあなたは認めているのでしょうか。従つて私はこの程度でいいのか。従つて私はこの程度でいいのかといふように考えておるわけあります。

大臣は乳業者については、普通牛乳が五%を占めておる実情であります。業者には十五円も二十円も値上げを認めておいて、生産者に対しては一升二十円の価格還元さえも行なわれておらない。そういうようなこの現状、価格が還元されないそれ以前の値段の線で、しかも下位価格ではなくて基準価格をきめるこというようならばかけたことは筋が通らない。そうであるならば、正直に今々農林省は、あるいは農林大臣として乳業者だけが安定すればそれでいいであつて、生産者といふものはその地位になつたり犠牲になるのが当然である。そういう思想の上でこれをきたしたのであれば、これは農林大臣の考え方があるのであるということがはっきりするから、その是非善悪はここが議論しなくともいいわけですが、その態度を明確にしてもらいたい。乳業者の利益のためにおれは今までやつておるし、これからもやるのであればあるということを、自信を持つて言明してもらえば一応大臣の意向がどこにないかといふことはわかるわけです。

○芳賀委員 今回の政府の決定は、主

んことを期待いたします。しかし政府

ことにござります。現に私ども六四五十錢くらいで牛乳は売つておるわけでござります。みな各地各様にそれぞれの価格で需要者との間に取扱いをなしておるのであります。

おるし、これからもやるのであればあるということを、自信を持つて言明してもらえば一応大臣の意向がどこに在るかということはわかるわけです。

○芳賀委員 問題は法律がない場合であつても、大臣の決定価格よりも今の時代は上回つておるわけです。しかも法律がある時代、現在において、法規がない場合よりも安い値段に政府がや

引をしておる。しかし下値はこれだ
ら、いわゆる行政のやり方じゃないで
か。従つて私はこの程度でいいのじ
ないかといふように考えておるわけ
あります。

○河野国務大臣 私は自信を持つて言
明いたします。いまだかつてそういう
思想は私の頭の中にございません。白
いものとか、もしくは加工とか——加
工なんというのを大体飲むのがよろし
くない、そういうものはやらぬように
してもらいたいということを常に言つ
ておるのであります。しかし遺憾なが
ら、そういう加工は相當に充れるとい
うことは、われわれ牛乳の生産を奨励
する者の立場からいへば、必ずしも歓
迎すべきものではない。しかし遺憾なが
がらそういうものが市販されておる。
してみれば、今のいわゆる一般の市乳
についてわれわれ標準としてやつてお
ります場合に、一方においておそらく
加工したものは加工費が加わるという
ものでござりますから、多少の差が出
てきておるというのであります。私が
あえて加工について大いに奨励し、加
工のものをみな飲むのがよろしいとい
う、加工を大いに奨励する立場をとつ
たならば、今おっしゃつたような御非
難があつてもやむを得ぬかもしませ
んが、私は決してそういう立場をとつ
ておりません。従つて、なるべくみん
な原料乳もしくは市乳でいいてほし
い、これを期待いたしておるのであり
ます。それについての価格につきまし
ても、御承知の通り、生産者に半分の
五十銭、それから配給の小売の労賃そ
の他が上がつておりますから、これが
半分ということにして一応処理をいた
しておるというのが御承知の通りのこ
とでございます。

認めるということは、加工を奨励しておるじゃないですか。ですから、ますます市乳のうちで占める加工乳の割合が六〇%から七〇%，あるいは八〇%ないならば、普通牛乳も加工牛乳も一円しか認めぬというのであれば、これは話がわかります。奨励しないと言ひながら、二十円を認めて奨励していることになる。しかもその半分を生産者に返しなさいという点についても、普通の方の十円の半分の五円だけしかあなたは指導しておらぬわけです。加工の二十円の半分ということになれば、その分は十円還元する必要がある。五割、五割にしても七円五十銭生産者に戻してしかるべきものである。わざか五円でいいということで指導しておるわけでしよう。どうも河野さんのやることは、客観的に見ると業者本位、生産者無視といふような結果が生まれてくることはまたことに遺憾のきわみです。この辺でやはり結果が今までと違うような事態になるよう方向転換をされたらどうかと思うのです。

よとくうふにいたしておるのであります。いわゆる加工業者には何も値上げした分は恩典はないということに三者協定して、意見が一致した、こういうことでござりますので、私は適当だ、よからう、こう承認を与えた、こういうことでござります。十五円の牛乳を十六円に上げることを認めた、その十六円に上げた一円の半分は生産者、五十銭は小売業者といふことで、東京都が中に入つて話をきめた、こういうことでござりますから、今お話しのようにはなつていねい、こう思うのでございません。

また、その他加工の方については、加工を奨励しているじゃないかとおっしゃる。加工をどうして奨励の格好になるのか、私はわかりません。私は奨励したよくな、また奨励するような意図は全然持つておりません。考へてもおりません。

○芳賀委員 それは結果論的になつたは二十円、加工は認める、普通牛乳は十円しか認めないと、いうことになれば、利益の高い加工乳の方にメーカーは重点を置くことになる。結果論的にいえば大臣のやり方は加工牛乳を大いに奨励をしておるということになる。これはそりう議論を戦わす考へはないが、とにかく今度の大臣の決定価格は、生産者が工場まで持ち込む値段が一升五十二円。たとえは普通牛乳にしても、これは一合十六円だから、一升にすれば百六十円ということになるのですよ。生産者は乳をしぼってそれをわざわざ遠い工場まで持ち込んで一升五十二円、結局原料乳ですね、原料乳

は加工品に使う、そういうことをあなたは言うでしょうが、とにかく牛乳が北海道や、岩手とかいう東北、長野県においては普通牛乳の三分の一以下でしか取引されない。それも庭先ではなくて工場まで持つていて五十二円、普通牛乳は百六十円、これではあまりひど過ぎると思うのですが、そういうことに矛盾が何もない。これがあたりませんなんだということになれば、結局あなたは格差解消でなくして格差拡大の方に農業政策を進めるという、これも結果論的にいえばそういうことになります。河野さんのためにもあまり好ましいやり方でないと思うのです。

は——まあ芳賀さんの北海道の場合には、距離が遠うござりますから、なかなかそれが市乳になることはむずかしいと思います。しかし大都市の周辺等におきましては、道路の整備等によりまして、たとえば東北で申しますならば福島辺までが、市乳の価格として六円以上、六円五十銭で取引されておるというのが現実だと私は思います。従つて順次これらの道路の改良、主産地の形成等によつてそういう事態をなくすることに、われわれは鋭意努力して参るといふつもりでございまます。

○野原委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○野原委員長 この際田口長治郎君外一名から本案に対する修正案が提出されております。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

畜産物の価格安定等に関する法律案の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

○野原委員長 越旨説明を求めます。

田口長治郎君。

○田口(長)委員 私はただいま議題になつております畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正せんとの動議を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに
御可決あらんことをお願ひいたしま
す。

○野原委員長 採決いたします。
玉置君の動議に賛成の諸君の御起立
を願います。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立多數。よつて、本
案に附帯決議を付するに決しました。

この際、本附帯決議について政府の
所見を求めます。河野農林大臣。

○河野國務大臣 ただいま御決議にな
りました附帯決議につきましては、政
府におきましても十分意のあるところ
を体しまして、慎重にこれの運営に當
たりたいと思う次第でございます。

○野原委員長 なお、本案議決に伴う
委員会報告書の作成等につきまして
は、委員長に御一任願いたいと存じま
すが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、さように決しました。

次会は明五日午前十時より開会する
こととし、これにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

〔参照〕

畜産物の価格安定等に関する法律の
一部を改正する法律案（内閣提出第
九三号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年四月十日印刷

昭和三十七年四月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局